

令和８年度第１回人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会

○開催日時：令和８年７月２２日（水）午後２時～３時３０分

○場 所：長野市役所第一庁舎７階 第１・２委員会室

○出席者：委員（１１名）

上村 恵津子 会長、小林 東子 副会長、清水 久美子 副会長

佐藤 裕子 委員、清水 重光 委員、白鳥 敦子 委員、寺田 裕子 委員

中村 恵子 委員、中本 佳代子 委員、西澤 みち子 委員、樋山 慶一 委員

事務局（７名）

西山 進 地域・市民生活部長、唐木 英俊 教育次長

山本 知子 人権・男女共同参画課長、丸山 直美 人権・男女共同参画課長補佐、

関口 寿宏 人権・男女共同参画課長補佐、岩田 要 人権・男女共同参画課係長、

宮崎 千鶴子 職員

○欠席者：委員（２名）

玉木 秀明 委員、和田 有加 委員

- １ 開 会 委員１３名のうち１１名出席により審議会は成立
- ２ 会長挨拶 上村 恵津子 会長
- ３ 部長挨拶 西山地域・市民生活部長
- ４ 自己紹介 全出席委員、事務局職員
- ５ 副会長選出 清水 久美子 委員が副会長
- ６ 審議及び報告事項（質疑応答含む。）

質問者・回答者等	内 容（概 要）
議長（会長）	（１）「長野市人権政策推進基本方針における人権施策の令和７年度実績及び令和８年度事業計画」について
事務局	事務局から説明 資料１ 『長野市人権政策推進基本方針における人権施策の令和７年度実績及び令和８年度事業計画』及び事前質問に対する回答である 資料１－１ 『長野市人権政策推進基本方針における人権施策（事業）に関する審議会委員からの質問と回答』等により説明
議長（会長）	事務局からの説明について、意見・質問を受けたい。 発言される方は挙手をお願いする。

質問者・回答者等	内 容 (概 要)
委員 A	人権施策について、全体で 266 の事業があり、予算規模が大幅に増加しているように見受けられるが、予算額の総計は大体どのくらいになるのか教えてほしい。
事務局	後日、文書で回答する。
委員 A	職員の研修について、その「頻度」と「実施方法」、現在の「職員数」を教えていただきたい。また、幹部層の意識向上が不可欠と考えるので、研修を受ける幹部層の割合はどのくらいか教えてほしい。
事務局	庁内の人権、啓発研修は各部局ごとで行い、毎年 1 回は必須として実施している。 実施方法としては、各部局へ人権・男女共同参画課の指導主事が、講師として出向く対面式や資料を閲覧して研修を受講するスタイルで実施している。 受講は全職員が対象で、正規職員だけでも 2,800 人おり、幹部職員も含まれている。
委員 A	学校教材「あけぼの」について、令和 8 年度、小学生の配布数が中学生に比べて非常に少ないように思う。小学生には、改定分を配布しないのか。
事務局	小学生用についてだが、内容の改定がない場合は、基本的に学校へ据え置いたまま継続し使用している。そのため、先ほど事務局から説明があった 60 冊の予算については、破損時の補充や転入生に対応するための「予備」として計上しているものである。 一方、中学生用については、今回、内容の改定があったため、必要な冊数を新規に購入する予定である。 なお、この「あけぼの」は、小学生用と中学生用で別々の教材となっている。
委員 B	人権教育推進員の件で、地域の中から人権教育推進を担う人が少なくなり、推薦が難しく、住民自治協議会に求めない方針になったとのことだが、人権施策は、他の施策とは異なり、やらなければならない重要な課題が多いため、本来は全地域に統一して推進員を置くべきであるが、新設されたパートナー派遣制度を活用し、地域間の格差が生じないよう取り組むべきである。
事務局	地域における人権研修は、地域をけん引する担い手がいて初めて進むものであり、イベントの開催などとは本質が異なるため、推進員の不在によって実際に研修回数が減少している現状は、大変重大な課題であると受け止めている。この課題を補うため、現在は各住民自治協議会に対し、人権研修や住民集会の開催を『必須事務』として義務付け、地域での学習機会を担保している。さらに、推進員に代わる人権教育啓発を担う方を育成するため、「人権教育啓発担当者研修会」を年 4 回開催しており、今後もこれらを継続し、減少してしまった研修回数を回復させ、地域の人権教育が停滞しないよう引き続き努力していきたい。

質問者・回答者等	内 容 (概 要)
議長（会長）	本日、回答できなかった質問については、改めて事務局より文書で回答する。 次に、（２）「令和８年度人権に関する市民意識調査」について事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から説明 資料 2「令和８年度人権に関する市民意識調査について」により説明
議長（会長）	事務局からの説明について、意見・質問を受けたい。 発言される方は挙手をお願いします。
委員 B	意識調査を行うにあたり、そもそも現在どのような差別や人権侵害が起きているのかという実態を、私たち自身が正しく理解しなければ、実効性のある意見や施策は生まれないと思う。例えば部落問題について、鳥取ループの問題など、皆さんがどれだけ把握できているのか。部落問題に限らず、SNS、子ども、障害（パーソナリティ障害等）をめぐる現場の課題も多岐にわたる中、行政の説明を一方的に聞くだけではなく、次回以降は、それぞれが現場で直面している人権侵害の実態を持ち寄り、互いに学び、語り合える場にしていただきたいと考える。
議長（会長）	ただいまの発言は、今後の審議会の進め方に関する提案として承ってよろしいか。 なお、現在の議題である「人権に関する市民意識調査」についての質問ではないという理解でよろしいか。
委員 B	では、市民意識調査について伺うが、現在、インターネット上に被差別部落の情報を晒す「鳥取ループ問題」があり、これに対する埼玉県の裁判で「公表の禁止・削除」を認める勝訴判決が出たにも関わらず行為は止まらず、深刻な事態が起きている。 そんな中、鳥取県では、こうした事態への「罰則規定の是非」を問うアンケートを実施し、その結果「罰則が必要」との回答が８割を占め、それが根拠となって県条例に罰則規定が導入された。今年度実施される本市の市民意識調査においても、鳥取県の実例のように「現在起きている差別事件の認知度」や「罰則規定の必要性」を問う設問を入れる意向があるのかお聞きしたい。
事務局	本日提示した調査案のままでは、今まさに現場で起きている深刻な実態までは、回答者に十分に伝わらないという課題を認識している。特に同和問題・部落差別については、小・中学校での学習で知識が止まっている方も多く、このままでは単に過去の認識を問うだけの調査になってしまう懸念がある。そのため、現在の差別や人権侵害の実態を回答者へきちんとお伝えしながら、今の意識を問えるような設問内容へと改善を図りたいと考える。ご指摘のあった鳥取ループの問題などを、具体的にどこまで設問に盛り込めるかも含め、検討させていただく。

質問者・回答者等	内 容 (概 要)
議長（会長）	（３）「長野県人権尊重の社会づくり条例の制定と長野市人権を尊び明るい長野市を築く条例の改正について」。
事務局	事務局から説明 事務局から説明 資料 3 「長野県人権尊重の社会づくり条例の制定と長野市人権を尊び明るい長野市を築く条例の改正について」
議長（会長）	事務局からの説明について、意見・質問を受けたい。 発言される方は挙手をお願いします。
委員 A	長野県が今回条例を制定した中で、インターネット上の誹謗中傷対応について、削除要請という強い権限が設けられている。長野市でも取り入れてほしい。
議長（会長）	要望として承りたい。 なお、議題（２）「令和 8 年度人権に関する市民意識調査」に戻らせていただくが、事務局の回答では「市民意識調査は、ほぼこのままで進め、ご指摘いただいような機会を今後検討する」という理解でよろしいか。
事務局	今回提案した意識調査の内容を追加・修正する方向で検討していく。
議長（会長）	以上で本日予定していた審議及び報告事項は終了する。

7 その他 配布資料 冊子「みんなのねがい」、「人権ながの」、「令和 8 年度人権啓発ポスター・標語コンクール募集案内」、「長野市子どもの権利相談室のチラシ」、「長野県人権尊重の社会づくり条例制定に関するチラシ」について説明

8 閉 会 唐木教育次長あいさつ